

記事：「母が娘を18年“軟禁”義務教育受けさせず」を目にして

今朝のマスコミの「母が娘を18年“軟禁”義務教育受けさせず…福岡」の報道（2Pに記事（写）貼付）に気づいた方もいると思う。

ゆっくりとした会話はできるが、漢字の読み書きや計算はできない知的障害を伴う発育不良の少女（18）のようで、生まれてからほとんど外出を許されず、義務教育も受けないまま育てられたとか。

母親云々、家族云々の問題もあろうが、自分がこの記事に接して愕然とするのは、市教委は少女が小学校に入学する年齢に達した時から中学校を卒業する年までの9年間、校長らに月1回のペースで家庭訪問をさせていたが、その他に何の手段を講じなかった事実である。

事件後、市教委は、「調査権がないから」と少女の姿は一度も確認できなかったこと、他の対策を講じなかったこと等を釈明、お詫びしたというが、「何を今更……」といたい。

調査権がないというのであれば、なぜ児童相談所等と連携しなかったのか！もっと知恵を働かせろよ！（中学卒業年齢後は、児童相談所が対応したよう。単に、引き継ぐだけが、連携でないでしょ！）

就学させるように、親の説得に月一回家庭訪問していました」と専門機関としての責任逃れだけの対応でいいとでも思っていたのか！

ネグレクトは何も親だけの問題でない。市教委等が、正に少女をネグレクトしたのでないのか！

月一回、親と専門職に係わる機会があっただけに、いわゆる専門機関の「こと足れり」主義に、また、プロとしての意識のなさに、福祉、福祉と叫ばれている今のこの時代だけに、腹が立つ！

実際に携わるプロがこうした意識では、いくら制度、専門機関が出来たところで、砂上の楼閣でないだろうか！

警察も母親は養育を完全に放棄したとはいえないと判断し、傷害容疑だけ立件したよう。それだけに、周りや関係機関の連携があれば、親も障害のある我が子を理解し得る機会があったように思えるだけに、何ともやりきれない気分…。

障害や難病の子どもは、周りの専門機関にも、まだまだこの程度の認識・処遇を受けざるを得ない現状ということか……。

自称：専門職と名乗る人々に、「専門職とは何か？」と尋ねてみたいものである

（2005年12月6日記）

## 18歳娘を軟禁で40歳母親を傷害で逮捕—義務教育も受けさせず

福岡市で母親(40)に暴力をふるわれて家出し、博多署に保護された二女(18)が、生後ほとんど母親に外出を許されず、義務教育も受けていなかったことが6日分かった。二女には障害があり、母親は「外出させるのが恥ずかしかった」と話しているという。福岡市教育委員会は、義務教育期間中に1度も二女と面会できなかったことについて「慎重さがアダになった」と話している。



順調に進学していれば今ごろ高校3年の二女。異常事態が発覚したのは家出がきっかけだった。

博多署によると、二女は10月28日午後、勝手にテレビを見たとして母親に背中や腰を殴られ、家を出た。11月1日、福岡市博多区の公園近くの路上ではだしでいたところを歩行者が見つけた110番。同署に保護された。家出後、公園で寝泊まりしていたという。

「衰弱した様子ではなかった」(同署)ものの、単なる家出でも暴行事件でもないことはすぐに判明。二女が同署の事情聴取に対し「家から出るなど言われていた。学校へは1度も行ったことはなく、友達はいない」と話したからだ。

二女は3、4歳の時に病気にかかって発育不順となり、身長は小学校低学年程度の1メートル20。体重は20キロ台前半でやせている。話しぶりに関しては「健常者よりは若干落ちるかもしれないが、通常の会話であれば問題ない」(同署)といい、現在は検査入院中。

二女は5人家族だったが、父親は仕事の関係で留守がちで、姉と兄はすでに独立。二女軟禁について母親は「排泄(はいせつ)がうまくできないなど発育の遅れがあり、外出させるのが恥ずかしく、周囲への迷惑が気になった」などと説明。父親も「反省している」と話しているという。

博多署は母親を逮捕し、「ネグレクト」(養育放棄)の疑いもあるとみて捜査したが、食事や学習のためのドリルを与えていたことなどから、傷害容疑のみで立件。母親は先月、福岡簡裁で罰金10万円の略式命令を受けた。

二女は本来なら平成6年4月に小学校へ入学するはずだった。しかし、就学前の健康診断や入学説明会に出席せず、学校側は校長や教頭らが当時から自宅に足を運んだ。学級便りは1週間に2度届けたという。

だが、母親から「二女の具合が悪い」など面会を拒否され、会えずじまい。市教委の木村俊明指導第2部長は「何とかならなかったのか」という思いはあるが、当時としては取り得る最大の対応をした。家庭との関係を壊したくないとの思いから消極的になったことがアダになった」と話す。

一方、児童相談所などにあたる「市子ども総合相談センター」は、平成13年9月に市教委から情報を得たが「緊急性や危険性が低いとの判断から“待ち”の姿勢をとり」、民生委員などに定期的に状況を報告してもらって「見守り支援」の対象にもしなかった。藤林武史所長は「誰も二女に会っていないことを重視しなかった当時の判断は不十分だった」としている。

### ★立ち入り調査権あるはずなのに…行政側の不作為か！？

行政側が、自宅に軟禁されていた二女と直接面会する方法はなかったのか。福岡市子ども総合相談センターは、虐待などの情報を得て緊急性が高いと判断した場合について「児童福祉法上、立ち入り調査権を与えられている。しかし警察の捜査と違い、玄関の鍵を開けてもらえない状態では難しい」(子ども緊急支援担当)と及び腰だ。

これに対し、元最高検検事で白鷗大学法科大学院教授の土本武司氏(70)は、無理に室内に入れば不法侵入になるとの行政側の懸念について「自己弁護に過ぎない」とバツサリ。「保護に値しながら学校へ来ない人は本人に直接会って確かめる必要がある。(立ち入り検査は)適法な職務執行で不可欠だ」と指摘した。

### ★近所の住民さえも娘の存在知らず…

事件は、近所の住民にも衝撃を与えている。20代の女性は「娘さんがいることは知らなかったし、物音などを聞いたことない」と驚きの表情。「つらい思いをして産んだわが子をこんなふうにあうなんて、自分ならできない」と憤りをあらわにしていた。

#### ◆教育評論家の尾木直樹法政大教授

「最大の責任は行政にある。月1回の訪問だけなら子どもでもできることで、結果が問われる。教育委員会や学校は、自分たちで手に負えないことが分かれば、母親が何らかの困難を抱えていないか、精神科医や臨床心理士などの専門家に相談し、広範なプロジェクトを立ち上げ解決を図るべきだった」